

需給・託送運用指針

平成21年10月12日実施
中部電力株式会社

需給・託送運用指針

目次

第1章 総則	
1 目的	1
2 適用範囲	1
3 用語の定義	1
第2章 連系線等の運用・管理	
1 空容量等の算出	2
2 送電可否判定と連系線等の利用計画の管理	5
第3章 需給計画	
1 自社需給計画の作成	11
2 エリア需給計画の作成	11

需給・託送運用指針

第1章 総 則

1 目 的

この指針は、連系線等の運用および需給運用に関する基本的な事項を定め、電力系統の安定的かつ公正な電力供給を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、系統運用部門が連系線等の運用および需給運用に係わる業務を行う場合に適用する。

3 用語の定義

この指針における用語の定義は、電力系統利用協議会ルールに準じる他は、次のとおりとする。

用 語	定 義
連系線等	地域間連系線および指定送電線の総称
給電連絡所	電力系統利用協議会における給電連絡調整機能を担当する部署
連系線利用者	連系線等を利用する小売事業者
空容量 算出箇所	空容量、計画潮流の算出および送電可否判定を担当する部署 ◇長期計画、年間計画、月間計画、週間計画、翌々日計画、翌日計画：中央給電指令所
運用容量 算出箇所	運用容量の算出を担当する部署 ◇長期計画：系統運用部 給電計画グループ ◇年間計画、月間計画、週間計画、翌々日計画、翌日計画：連系線等を管轄する給電制御所
マージン 算出箇所	マージンの算出を担当する部署 ◇長期計画：系統運用部 給電計画グループ ◇年間計画、月間計画、週間計画、翌々日計画、翌日計画：中央給電指令所
自社需給計画 作成箇所	自社需給計画の作成を担当する部署 ◇年間計画：系統運用部 給電計画グループ ◇月間計画、週間計画、翌日計画：中央給電指令所
エリア需給 計画作成箇所	エリア需給計画の作成を担当する部署 ◇年間計画、月間計画、週間計画、翌日計画：中央給電指令所

第2章 連系線等の運用・管理

1 空容量等の算出

(1) 対象設備

ア 地域間連系線

他の一般電気事業者の管轄制御エリアと連系する 275kV 以上の交流連系線，直流連系設備および周波数変換設備のうち，次の設備を地域間連系線として，空容量等を算出する。

- ◇ 中部関西間連系線（三重東近江線）
- ◇ 中部北陸間連系設備（南福光連系所と南福光変電所の連系設備）
- ◇ 東京中部間連系設備（佐久間周波数変換設備，新信濃周波数変換設備，東清水周波数変換設備）

イ 指定送電線

(ア) 指定送電線の対象

指定送電線は，基幹系統のうち，過去 1 年間において合計 24 時間以上の送電サービスの拒否または停止を行った流通設備とする。ただし，次の場合は，24 時間の算定には含めない。なお，同一送電線において同一時間帯(30 分)で複数の送電サービスの拒否あるいは停止が発生しても，累積値に対して重複して加算しない。

- ◇ 作業停止（年間・月間計画作業停止，計画外作業停止）
- ◇ 雷，風雪等の自然状況による流通設備の停止あるいは運用容量の減少（予防的処置を含む）
- ◇ 公衆災害，設備故障等による突発的異常事象による流通設備の停止あるいは運用容量の減少（予防的処置を含む）

送電サービスの拒否および停止は次のとおりとする。

- ◇ 送電サービスの拒否とは，系統アクセスで認められた容量の範囲内での送電の事前検討の申込みあるいは託送契約申込みにおいて，送電不可と判定した場合
- ◇ 送電サービスの停止とは，容量確保後，系統利用者の送電に制約が生じた場合

(イ) 送電サービスの拒否あるいは停止の報告

中央給電指令所は，基幹系統において，(ア)の累積対象となる送電サービスの拒否あるいは停止があった場合，その流通設備の名称，継続時間およびその理由を給電連絡所へ報告する。

(ロ) 指定送電線の設定

指定送電線は，地域間連系線に準じて空容量等の算出の対象とする。

空容量算出箇所は，託送契約申込みのうち週間計画以降に受給される電力の送電サービスが拒否された場合（一部拒否を含む）または送電サービスが停止された場合の

30分毎の時間の合計値に基づき対象となる送電線を設定する。

(2) 空容量

ア 初期空容量

空容量算出箇所は、次により連系線等の初期空容量を算出する。なお、各計画策定時における対象期間、算出断面および算出期限は、第1表のとおりとする。

$$\text{空容量} = \text{運用容量} - \text{マージン} - \text{計画潮流}$$

中央給電指令所は、算出された初期空容量、運用容量、マージン、計画潮流および個別の連系線等の利用計画について、初期空容量算出期限までに給電連絡所へ通知する。なお、策定期日までの期間に計画潮流の変更があった場合、中央給電指令所は、策定期日に初期空容量、計画潮流および個別の連系線等の利用計画を給電連絡所へ通知する。

イ 更新空容量

空容量算出箇所は、新規の容量登録、連系線等の利用計画の変更を受け付けた都度、連系線等の更新空容量を算出する。

中央給電指令所は、算出された更新空容量、計画潮流および個別の連系線等の利用計画を給電連絡所へ通知する。

(3) 運用容量

ア 運用容量の考え方

地域間連系線の運用容量は、熱容量、系統安定度、電圧安定性、周波数維持面から定まる系統運用上の各限度値のうち、最小の値とする。各限度値の算定は、原則、以下の(ア)～(エ)により行う。

また、基幹系統の運用容量は、「平常時系統運用指針」により算定する。

(ア) 熱容量

送電線1回線故障における健全設備の連続許容温度から求まる電流または直列機器(遮断器、変流器等)の定格電流に基づく潮流の値とする。

(イ) 系統安定度

以下の想定故障の発生を模擬した場合において、発電機の安定運転が維持できる潮流の値とする。

- ・地域間連系線の1回線故障
- ・地域間連系線が接続している変電所・開閉所の片母線故障

(ウ) 電圧安定性

以下の想定故障の発生を模擬した場合において、系統電圧を上昇(または低下)限度範囲内に維持できる、または系統の電圧安定性等を維持できる潮流の値とする。

- ・地域間連系線の1回線故障
- ・地域間連系線が接続している変電所・開閉所の片母線故障

(エ) 周波数維持面

それぞれの系統が大幅な周波数上昇(または低下)することなく、周波数面からの系統安定維持が可能となる潮流の値とする。

なお、系統実態を考慮の上、大幅な信頼度低下を招かない範囲で、電源制限や負荷

遮断を織り込むことがある。

イ 1回線停止時の運用容量

原則として、1回線停止時にルート断故障が発生した場合に、無制御で系統安定が維持できるような運用容量とする。

ウ 運用容量の算出

運用容量算出箇所は、第1表に示す算出断面ごとに流通設備の作業等を考慮した運用容量を算出する。なお、各地域間連系線の平常系統における運用容量を第2表に示す。

エ 緊急時の地域間連系線の利用

想定外の故障等が発生したことにより、供給力が不足した場合、あるいは不足すると予想される場合において、当社管轄制御エリアの供給信頼度を維持するため、運用容量を超えて地域間連系線を使用できるものとする。この場合に流すことができる潮流は、2回線熱容量を超えない範囲で、発電設備または送電設備の状況、天候などの状況を総合的に判断し、隣接会社と協議のうえ決定する。

また、気象状況等により故障発生が懸念される場合には、当該地域間連系線の運用容量を抑制する場合がある。

(4) マージン

ア マージンの考え方

当社の系統の異常時および特殊軽負荷時の対応として、地域間連系線を利用して当社が他の管轄制御エリアと電気を受給するため、あるいは系統を安定に保つために、地域間連系線に当社管轄制御エリア向けのマージンを確保する。

また、指定送電線のマージンは、必要に応じて上記の考え方に準じて確保する。

(ア) マージンの確保量

中部関西間連系線のマージンの確保量は、当社管轄制御エリアの系統容量の3%相当の半量とする。

東京中部間連系設備のマージンの確保量は、50Hz地域と60Hz地域の両地域の相互応援を考慮して、当社管轄制御エリアと関西電力管轄制御エリアの系統容量合計の3%相当の半量、または緊急時受給電力分の大きい方とする。

設定する断面は、長期計画において通年で1断面、年間計画以降において季節別(「4・5月」、「6～9月」、「10・11月」、「12～3月」の4断面)の平休日別、昼夜間別とする。なお、夜間帯のマージンについては、原則として周波数変換設備の緊急時受給電力分のみを確保する。

(イ) マージンとして確保する量の減少の考え方

マージンとして確保する量の減少にあたっては、地域間連系線の運用容量を決定する要因、交流連系している系統の系統容量、最大電源ユニット故障や送電線故障による電源脱落時の周波数変動等に留意する。

◇ 翌年度の年間計画策定時および翌々月の月間計画策定時において、必要な予備力が確保できていることを前提に、系統の安定運用が可能な範囲で、東京中部間連系設備に長期的にマージンとして確保している確保量を減ずる。

ただし、上記計画策定時において想定していない事象が発生した場合には、必要な対応を行う。

- ◇ 翌々日空容量算出時において、需要変動および出水変動に関してある程度計画精度の向上が期待できる場合、必要な予備力が確保できていることを前提に、系統の安定運用が可能な範囲でマージンの確保量を減少する。
- ◇ 上記のいずれにおいても、周波数変換設備の緊急時受給電力分については減少しない。

(ウ) 作業時のマージンの考え方

作業時に運用容量が減少し、当該地域間連系線に配分したマージンが確保できない場合には、予備力が十分ある時を選んで作業実施することにより、当該地域間連系線にはマージンを見込まず、予備力により対応する場合がある。

なお、作業時には、長期固定電源をマージンに優先して受電する場合がある。

イ マージンの算出

マージン算出箇所は、長期計画策定時および年間計画策定時においては、当社管轄制御エリア向きのマージンを算出し、翌年度の年間計画策定時、翌々月の月間計画策定時および翌々日空容量算出時においては、マージンの確保量を減少するかどうか判断する。

また、空容量算出箇所は、各地域間連系線の他社管轄制御エリア向きのマージンの確保量について、当該電力会社から受領する。

ウ マージンの使用

中央給電指令所は、需給逼迫または余剰解消のため地域間連系線のマージンを使用する場合、事前に給電連絡所に当社管轄制御エリアの需給バランスを提出し、マージンの使用の承認を依頼する。ただし、翌日計画提出締切以降において時間的余裕がない場合は、事後判定とすることができる。

また、中央給電指令所は、他の一般電気事業者の送電部門がマージンを使用するために、給電連絡所からマージン使用可能量の確認依頼を受けた場合、マージン使用可能量を給電連絡所へ通知する。

(5) 計画潮流

空容量算出箇所は、第1表の算出断面ごとの連系線等の利用計画を潮流方向を考慮のうえ合算し、計画潮流として算出する。なお、送電可否判定に際しての連系線等の利用計画および計画潮流は、振替損失率を考慮しない値とする。

2 送電可否判定と連系線等の利用計画の管理

(1) 連系線等の利用に関する基本事項

ア 送電可否判定

(イ) 送電可否判定の考え方

送電可否判定とは、連系線利用者が連系線等を利用して送電を希望する計画（希望計画）に対して連系線等および当社管轄制御エリア内の流通設備の空容量があるかを確認することをいい、系統アクセス工事等に関する検討、契約手続き等は別途行われ

る。

送電可否判定は、年間計画以降について、作業期間中の制約を考慮して送電可否判定を行う。なお、送電不可と判定した場合については、不可となる期間と送電できる量を通知する。

給電連絡所において全ての送電経路で送電可能と判定された場合、希望計画が計画潮流へ反映されることで容量登録が完了する。中央給電指令所は、給電連絡所から通知された連系線等の利用計画について、給電連絡所による時刻登録の結果とともに管理、保管する。

(イ) 送電可否判定の考慮事項

送電可否判定は、空容量だけでなく第3表に示す直流連系設備および周波数変換設備の制約事項等を考慮して判定する。なお、段差制約については基本的に地域間連系線の潮流の基準値を隣接会社間と調整することにより対応するが、周波数変換設備において隣接会社間で調整が困難な場合は、当該利用者との間で協議する。

イ 受付時刻

(ア) 事前の可否判定および新規の容量登録における受付時刻

事前の可否判定および新規の容量登録は、次の営業日の受付時間内に受け付ける。

受付時間：9時～12時、13時～17時

営業日：土、日、祝日を除いた日のことをいう。(ここでいう祝日とは、国民の祝日、振替休日、国民の休日に加え、年末年始(12/29～31、1/2、3)、電力系統利用協議会の創立記念日(2/10)、当社の創立記念日(5/1)を含むものとする。)

(イ) 連系線等の利用計画の変更における受付時刻

2営業日前の12時以前に行う連系線等の利用計画の変更は、(ア)に示す営業日、受付時間内に受け付ける。

また、翌日の連系線等の利用計画の変更は、次の受付時間内に受け付ける。なお、この時間帯は、予測しえなかった事由(不可避的な変更、系統運用上必然的な変更、発電トラブルによる変更、需給バランス・同時同量等のための変更)による場合のみ変更可能とする。

営業日：11時～12時 休業日：9時～12時

ただし、不可避的な変更は、最優先に処理する必要があるため上記受付時間以外においても変更可能とする。なお、不可避的な変更とは、以下のものが該当する。

- ◇ 給電指令、混雑処理に伴う変更
- ◇ 長期固定電源の抑制回避措置に伴う変更
- ◇ 自然災害、公衆災害など事業者の責任ではない事象に伴う変更

(ウ) 通告変更における受付時刻

前日17時以降に行う通告変更は、基本的に次の受付時間内に受け付ける。ただし、申込みの輻輳状況あるいは系統の状況によっては受け付けられないことがある。なお、通告変更も、予測しえなかった事由による場合のみ変更可能としているが、需給バラ

ンス・同時同量等のための変更により相殺潮流が減少して混雑が発生する場合には変更不可とする。

中部関西間連系線：前日 17 時から受給時間帯の 30 分前までの間

東京中部間連系設備，中部北陸間連系設備：前日 17 時から受給時間帯の 60 分前までの間

(2) 事前の可否判定の手続き

ア 申込みの受付および給電連絡所への依頼

事前の可否判定の申込みについては，ネットワークサービスセンターが受け付ける。中央給電指令所は，ネットワークサービスセンターで確認された連系線等の希望計画を給電連絡所へ通知する。

イ 送電可否判定の実施

給電連絡所から依頼される送電可否判定については，中央給電指令所が受け付ける。空容量算出箇所は，申し込まれた希望計画に対して，送電可否判定を行う。中央給電指令所は，判定結果を給電連絡所へ通知する。

ウ 送電可否判定の結果通知

給電連絡所から通知される送電可否判定の集約結果については，中央給電指令所を受け付け，ネットワークサービスセンターが申込者に通知する。

(3) 新規の容量登録の手続き

ア 申込みの受付および給電連絡所への依頼

託送契約等に基づく新規の容量登録の申込みについては，ネットワークサービスセンターが受け付ける。ただし，基本契約のある全国融通電力などは中央給電指令所を受け付ける。中央給電指令所は，ネットワークサービスセンターで確認された希望計画を給電連絡所へ通知する。

なお，ネットワークサービスセンターは，供給開始日までに必要な協議および手続き期間が十分でないと判断する場合，あるいは容量登録が供給開始日の 2 営業日前の 12 時までに完了しないと判断する場合，受け付けられない旨を申込者へ通知する。

イ 送電可否判定の実施

給電連絡所から依頼される送電可否判定については，中央給電指令所が受け付ける。空容量算出箇所は，申し込まれた希望計画に対して，送電可否判定を行う。中央給電指令所は，判定結果を給電連絡所へ通知する。

ウ 送電可否判定の結果通知

給電連絡所から通知される送電可否判定の集約結果については，中央給電指令所を受け付け，ネットワークサービスセンターが申込者に通知する。

(4) 連系線等の利用計画の変更の手続き

ア 申込みの受付および給電連絡所への依頼

託送契約等の範囲内で行う連系線等の利用計画の変更の申込みについては，中央給電指令所を受け付け，内容を確認して変更希望計画を給電連絡所へ通知する。

イ 送電可否判定の実施

給電連絡所から依頼される送電可否判定については、中央給電指令所が受け付ける。空容量算出箇所は、申し込まれた変更希望計画に対して、送電可否判定を行う。中央給電指令所は、判定結果を給電連絡所へ通知する。

ウ 送電可否判定の結果通知

給電連絡所から通知される送電可否判定の集約結果については、中央給電指令所を受け付け、申込者に通知する。

(5) 各計画時における連系線等の利用計画の策定

ア 連系線等の利用計画の受領

中央給電指令所は、連系線利用者から提出される連系線等の利用計画を第1表に示す調整用提出期限までに受領し、作業停止計画を考慮して調整する。また、調整結果を反映した連系線等の利用計画を第1表に示す空容量算定用提出期限までに受領する。

イ 連系線等の利用計画の審査

中央給電指令所は、連系線等の利用計画の審査のため、翌年度分については空容量算定用、翌月分については調整用として連系線利用者から提出された連系線等の利用計画を給電連絡所へ提出する。

ウ 長期・年間・月間・週間計画における連系線等の利用計画の策定

空容量算出箇所は、第1表に示す初期空容量算出期限までに空容量等を算出し、中央給電指令所は算出結果を給電連絡所へ通知する。空容量算出箇所は、第1表に示す策定期日に、断面の細分化を行い、混雑が発生する場合には、混雑処理を実施する。中央給電指令所は、策定結果を連系線利用者および給電連絡所へ通知する。策定された連系線等の利用計画をもとに空容量等を算出し、給電連絡所へ通知する。

エ 翌日計画における連系線等の利用計画の策定

中央給電指令所は、連系線等の利用計画の変更に対する送電可否の結果とともに混雑処理の有無を前日15時までに連系線利用者へ通知する。その調整結果を反映して提出される計画も含めて、前日17時までに翌日の連系線等の利用計画を策定し、連系線利用者および給電連絡所へ通告値の初期値として通知する。

中央給電指令所は、地域間連系線の潮流の基準値について、隣接会社と調整のうえ設定する。

(6) 通告変更の手続き

ア 申込みの受付および給電連絡所への依頼

通告変更の申込みについては、中央給電指令所を受け付け、内容を確認して通告値の変更希望値を給電連絡所へ通知する。

イ 送電可否判定の実施

給電連絡所から依頼される送電可否判定については、中央給電指令所を受け付ける。中央給電指令所は、申し込まれた通告値の変更希望値に対して、送電可否判定を行う。中央給電指令所は、判定結果を給電連絡所へ通知する。

ウ 送電可否判定の結果通知

給電連絡所から通知される送電可否判定の集約結果については、中央給電指令所が受け付け、申込者に通知する。

(7) 混雑管理

ア 混雑処理の考え方

実受給までに時間的に余裕があり抑制順位による処理が可能な場合、空容量算出箇所は、イの抑制順位に基づき抑制対象を選定する。

系統事故あるいは発電機事故により混雑が発生し、実受給までに時間的に余裕がない場合、中央給電指令所は、抑制効果が大きい送電の潮流を抑制する（緊急抑制）。なお、緊急抑制の対応が取れるまでの間は、混雑区間の両端で電源持替を行い、潮流を抑制する（再給電）。

イ 抑制順位の考え方

空容量算出箇所は、混雑処理を実施する抑制順位を管理する。抑制順位は以下のとおりとする。

(ア) 新規の連系線等の利用

新規の連系線等の利用計画は、より遅くに容量登録されたものから順に抑制する。

(イ) 既存契約等（長期固定電源を除く）

長期固定電源を除く次の既存契約等による連系線等の利用計画は、(ア)を全て抑制した後に抑制する。この際、原則としてすべてを同順位として扱う。

- ◇ 平成16年度中に既存契約として認定された契約（政策・制度的電源含む）
- ◇ 連系線等同時建設電源として認定された契約

(ウ) 前日スポット取引

前日スポット取引による連系線等の利用計画は、(ア)、(イ)を全て抑制した後に抑制する。この際、すべてを同順位として扱う。

(エ) 全国融通

全国融通による連系線等の利用計画は、(ア)、(イ)、(ウ)を全て抑制した後に抑制する。この際の順位は、空容量算出箇所が状況に応じて判断する。

(オ) 長期固定電源

長期固定電源（原子力、揚水式除く水力）を原資とする連系線等の利用計画は、全ての計画の最後に抑制する。この際の順位は、空容量算出箇所が状況に応じて判断する。

ウ 混雑処理の実施

空容量算出箇所は、電力系統の状況が変わった場合や、相殺方向の連系線等の利用計画および通告値の減少の結果、空容量が負となる場合、あるいは第3表に示す直流連系設備および周波数変換設備の制約事項等を満たさない場合に混雑処理を実施する。中央給電指令所は、混雑処理の結果（混雑発生理由、混雑処理時間および抑制量）を抑制対象となる連系線利用者および給電連絡所へ通知する。

(8) 変更賦課金

ア 変更賦課金対象となる連系線等の設定

中央給電指令所は、次の変更賦課金対象期間の開始時点で連系線等の空容量が運用容量の5%を下回る場合、下回る時間帯(30分)ごとに変更賦課金の対象となる連系線等を設定し、給電連絡所へ連絡する。

- ◇ 計画変更賦課金の対象期間：受給日の7日前の17時から受給日の前日12時
- ◇ 通告変更賦課金の対象期間：受給日の前日17時から実受給

イ 変更賦課金電力量

変更賦課金対象となった連系線等において、対象期間の開始時点と終了時点で潮流方向と同一方向の当該連系線等の利用計画が減少した場合を変更賦課金電力量の対象とする。なお、連系線等の利用計画の減少分のうち、開始時点の計画値の10%までは変更賦課金電力量の算定に含めない。

ただし、不可避的な変更、系統運用上必然的な変更、発電トラブルによる変更については、変更賦課金の対象外とする。なお、系統運用上必然的な変更とは、以下のものが該当する。

- ◇ 河川の出水状況により変更が必要となる水力から送電を行うもの
- ◇ 定格熱出力一定運転を行っている原子力電源において、海水温度の変化による出力変動に対応して変更がなされるもの
- ◇ 当社管轄制御エリアの需給調整・周波数調整等に伴い変更がなされるもの
- ◇ 補修や運開前運転などに伴う調整運転等の変更

ウ 変更賦課金電力量の算定

中央給電指令所は、変更賦課金電力量を算出し、給電連絡所へ連絡する。なお、変更賦課金の対象外に該当する場合は、説明資料を付して給電連絡所へ提出し、判定の結果を反映する。

第3章 需給計画

1 自社需給計画の作成

自社需給計画作成箇所は、次により当社が供給する需要に対する需給計画（自社需給計画）を作成し、関係箇所へ指示または連絡することにより、安定かつ効率的な需給運用を図る。自社需給計画の策定にあたっては、予備力の確保や送電系統の信頼度確保、発電機の作業停止計画などを考慮して作成する。各計画作成時における自社需給計画作成内容は、第4表のとおりとする。

(1) 需要予想（電力および電力量）

需要予想は、次の事項を総合的に考慮のうえ決定する。

- ア 天候、気温、湿度などの気象予測
- イ 社会的な要因
- ウ 支店給電制御所の予想値

(2) 水力運転計画

運転計画は、次の事項を総合的に考慮のうえ決定する。

- ア 貯水池運用計画
- イ 発電所別の運転曲線

(3) 火力、原子力運転計画

運転計画は、次の事項を総合的に考慮のうえ決定する。

- ア 全時間帯の需給バランス確保
- イ 夜間帯の需給状況
- ウ 揚水計画
- エ 適正潮流の維持
- オ 電圧フリッカ

(4) 他社受電計画、融通計画など

2 エリア需給計画の作成

(1) 発電計画等の受領

ア 需給計画の受領

中央給電指令所は、特定規模電気事業者から提出される需給計画を受領する。需給計画の提出期限および内容は、第5表のとおりとする。

イ 発電計画の受領

中央給電指令所は、特定規模電気事業者から提出される発電計画を受領する。発電計画の提出期限および内容は、第6表のとおりとする。中央給電指令所は、「平常時系統運用指針」に定める系統運用計画の作成に使用するため、受領した発電計画を給電制御所へ通知する。

(2) エリア需給計画の作成

エリア需給計画作成箇所は、自社需給計画および特定規模電気事業者が提出する需給計画等をもとに、当社管轄制御エリア全体の需給計画（エリア需給計画）を作成する。各計画断面で特定規模電気事業者の供給力の調達状況を把握するとともに、エリア全体の需給安定が確保されることを時系列的に確認し、運用段階で「平常時系統運用指針」に定める運転予備力が確保できるように努める。また、「平常時系統運用指針」に定める系統運用計画と協調を図り、送電系統の信頼度を確保できるように作成する。各計画作成時における作成内容は、第7表のとおりとする。

ア エリア需要電力

エリア需給計画作成箇所は、当社の需要想定および特定規模電気事業者の需要想定から、次により当社管轄制御エリアの需要（エリア需要電力）を算定する。

$$\text{エリア需要電力} = \text{当社の需要想定} + \text{特定規模電気事業者需要想定計}$$

イ エリア供給電力

エリア需給計画作成箇所は、当社の供給力および特定規模電気事業者の供給力から、次により当社管轄制御エリアの供給力（エリア供給電力）を算定する。

$$\text{エリア供給電力} = \text{当社の供給力} + \text{特定規模電気事業者調達分供給力計}$$

(3) エリア需給バランスに係わる報告

中央給電指令所は、第8表の管轄制御エリア需給バランス報告一覧表に基づき、当社管轄制御エリアの需給バランス（エリア需要電力，エリア供給電力）を給電連絡所へ通知する。

第1表 空容量等の算出内容、算出期限

	長期計画	年間計画	月間計画	週間計画	翌々日計画	翌日計画
対象期間	第3～ 第10年度	翌年度, 翌々年度	翌月, 翌々月	翌週, 翌々週 ※1	翌々日	翌日
算出断面	各年度別	各月の平休日 別の昼間帯・ 夜間帯 ※2	各週の平休日 別の昼間帯・ 夜間帯 ※2	日別の 30分ごと	30分ごと	30分ごと
調整用 提出期限 ※4	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時	毎月 5日 17時			
空容量算定用 提出期限 ※4	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月 15日 17時	毎週火曜日 17時	毎日 12時 ※3	毎日 12時
初期空容量 算出期限	毎年 3月24日	毎年 3月8日	毎月 19日	毎週木曜日 14時	毎日 14時	毎日 16時
策定期日	毎年 3月31日	毎年 3月15日	毎月 20日	毎週木曜日 17時	毎日 15時	毎日 17時

※1 週間計画とは、土曜日～金曜日の計画

※2 休日とは、土・日・祝日ならびに電力需給面から連系線等の運用容量を休日相当として扱う日

※3 翌々日計画は、利用者から改めて提出されるのではなく、既に提出されている連系線等の利用計画を集約する。空容量算定用提出期限は新規の容量登録の締切を記載。

※4 当該日が休業日の場合は、休業日前の直近の営業日とする。

ただし、週間計画において、ゴールデンウィークや年末年始等で、提出期限や策定期日が休日にあたる場合は、電力系統利用協議会と協議の上、提出期限を定める。

第2表 各地域間連系線の平常系統における運用容量

中部関西間連系線 (三重東近江線)	中部北陸間連系設備 (南福光連系所と南福光変電所の連系設備)	東京中部間連系設備
『中部向』 平日昼間帯 (土曜日を含む8時～22時) 2,500MW その他(平日昼間帯以外) 2,000MW 『関西向』 1,200MW	『中部向』 300MW または 越前嶺南線(関西向)との 合計で1,600MWの小さい方 『北陸向』 「平日昼間帯」 (土曜、日曜、祝日、ゴールデンウィーク、旧盆および年末 年始を除く8時～22時) 300MW または 越前嶺南線(北陸向)との 合計で1,300MWの小さい方 「平日昼間帯以外」 300MW または 越前嶺南線(北陸向)との 合計で600MWの小さい方	『中部向, 東京向』 最大1,000MW 【内訳】 佐久間周波数変換設備 『中部向, 東京向』 300MW 新信濃周波数変換設備 『中部向, 東京向』 600MW 東清水周波数変換設備 『中部向, 東京向』 最大100MW

第3表 直流連系設備および周波数変換設備の制約事項等

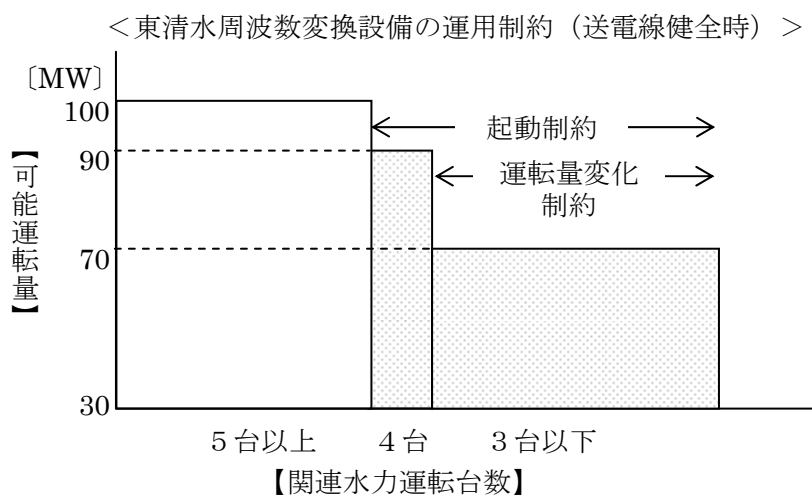
		最低潮流	きざみ幅	段差制約
南福光連系所と南福光変電所の 連系設備		±30MW	1MW	
周波数 変換 設備	佐久間周波数変換設備	±30MW	20MW ただし, 30→40MW時は 10MW	5分ごとに 1回の変化あたり 100MW
	新信濃周波数変換設備	1号: ±30MW 2号: ±30MW	1号: 1MW 2号: 1MW	なし (同期調相機停止時 5分ごとに 1回の変化あたり 100MW)
	東清水周波数変換設備 ※	±30MW	1MW	

※ 東清水周波数変換設備は、応急対策による運用のため、関連送電線の状況および関連水力運転台数による短絡容量から、可能運転量の制限、起動制約、運転量変化制約の運用制約が発生する場合があります。(次頁の解説を参照)

(解 説)

東清水周波数変換設備の応急対策に伴う東京中部間連系設備の運用について

東清水周波数変換設備については、応急対策にて運開したため、関連送電線の状況および関連水力運転台数による短絡容量から、可能運転量の制限、起動制約、運転量変化制約の運用制約が発生する場合があります。



第4表 自社需給計画作成内容

	年間計画 (第1～2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
自社 需給計画 作成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の最大需要に対するkWバランス ・最小需要に対するkWバランス ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大需要に対するkWバランス ・最小需要に対するkWバランス ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・日別の最大需要に対するkWバランス ・最小需要に対するkWバランス ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・kWバランス

※ 最小需要に対するkWバランスは, 必要に応じて行う。

第5表 需給計画の提出内容

	年間計画 (第1～2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
提出期限	毎年10月末	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時
需要想定値	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の平休日別の最大時kW, 最小時kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・各週の平休日別の最大時kW, 最小時kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・日別の最大時kWと予想時刻, 最小時kWと予想時刻 	<ul style="list-style-type: none"> ・30分ごとのkWh
需要想定値に対する供給力	<ul style="list-style-type: none"> ・供給力調達分の計画値合計 ・供給力未達分 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給力調達分の計画値合計 ・供給力未達分 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給力調達分の計画値合計 ・供給力未達分 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給力調達分の計画値合計

※ 計画の変更については, その都度受領する。

第6表 発電計画の提出内容

	年間計画 (第1～2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
提出期限	毎年10月末	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時
発電場所別 発電計画	・各月の平休日別の需要 想定に対する最大時 kW, 最小時kW	・各週の平休日別の需要 想定に対する最大時 kW, 最小時kW	・日別の需要想定に対 する最大時kWと予 想時刻, 最小時kW と予想時刻	・需要想定に対する 30分ごとのkWh
発電設備の 停止計画	・作業の開始・終了日時, 停止内容, その他必要 な項目	・作業の開始・終了日時, 停止内容, その他必要 な項目	・計画外作業 ・計画作業の変更分	

※ 計画の変更については, その都度受領する。

第7表 エリア需給計画作成内容

	年間計画 (第1～2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
エリア 需給計画 作成内容	・各月の最大需要に対す るkWバランス ・最小需要に対するkW バランス ※	・最大需要に対するkW バランス ・最小需要に対するkW バランス ※	・日別の最大需要に対す るkWバランス ・最小需要に対するkW バランス ※	・kWバランス

※ 最小需要に対するkWバランスは, 必要に応じて行う。

第8表 管轄制御エリア需給バランス報告一覧表

		年間計画 (第1～2年度)	月間計画 (翌月)	翌日計画
提出期限		毎年3月25日	毎月25日	毎日17時30分
提出内容	エリア 需要電力	各月の最大時需要電力 (送電端)	最大時需要電力 (発電端)	最大時需要電力(発電端) と予想時刻 最小時需要電力(発電端) と予想時刻
	エリア 供給電力	需要電力に対する供給電力 (送電端)	需要電力に対する供給電力 (発電端)	需要電力に対する供給電力 (発電端)